

○貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例

平成5年9月28日

条例第27号

改正 平成6年3月30日条例第11号

平成6年9月28日条例第35号

平成10年3月27日条例第23号

平成11年3月26日条例第9号

平成12年3月31日条例第25号

平成13年3月30日条例第14号

平成16年6月28日条例第15号

平成17年3月31日条例第12号

平成18年9月25日条例第43号

平成22年6月29日条例第17号

平成23年3月18日条例第11号

(題名改称)

平成24年3月30日条例第17号

平成24年6月25日条例第24号

平成25年3月27日条例第21号

平成26年9月29日条例第25号

(題名改称)

平成27年6月19日条例第23号

平成29年9月26日条例第25号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成23年条例11号・26年25号〕)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険法等 規則で定める医療保険に関する法律及びこれに基づく政令その他の規程をいう。

(一部改正〔平成6年条例35号・12年25号・23年11号・24年17号・25年21号・26年25号〕)

(対象者)

第3条 この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に居住地を有する子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例の規定に基づく医療費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行われる食事の提供たる療養に係るものを除く。)の助成を受けることができない。

- (1) 貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年貝塚市条例第31号)により医療費の助成を受けることができる者
- (2) 貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)により医療費の助成を受けることができる者

(一部改正〔平成6年条例11号・35号・10年23号・11年9号・12年25号・13年14号・17年12号・18年43号・22年17号・23年11号・24年24号・26年25号・27年23号〕)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める額から規則で定める一部自己負担額を控除した額とする。

- (1) 入院に係る医療費の助成 対象者の疾病又は負傷について、医療保険法等の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る療養(これに併せて行われた食事の提供たる療養を含む。)の給付又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費及び家族療養費の支給に要する費用の額のうち、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は医療保険法等(国民健康保険法を除く。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。)

以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下この項においてこれらを「保護者等」という。))が負担すべき額

(2) 入院外に係る医療費の助成 対象者の疾病又は負傷について、医療保険法等の規定による療養の給付(病院又は診療所への入院に係る療養の給付を除く。)又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費の支給に要する費用の額のうち、保護者等が負担すべき額

2 前項の規定にかかわらず、対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合又は保険者から家族療養附加金等の名目で附加的に給付が行われた場合は、前項各号に規定する額から当該給付額を控除した額を前項に規定する助成金の額とする。

(全部改正〔平成12年条例25号〕、一部改正〔平成16年条例15号・18年43号〕)

(入院医療費の助成対象期間)

第5条 入院に係る医療費の助成の対象となる期間は、その対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始期又は終期は当該各号に定める日とする。

(1) 入院している対象者が当該入院中に、貝塚市に住所を有することとなった場合における助成の始期は、当該住所を有することとなった日とする。

(2) 入院している対象者が当該入院中に、貝塚市に住所を有しなくなった場合における助成の終期は、当該住所を有しなくなった日とする。

(3) 入院している対象者が15歳に達する場合における助成の終期は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、当該日まで当該入院が継続している場合に限る。

(一部改正〔平成6年条例11号・22年17号・23年11号・24年17号・25年21号〕)

(助成の申請)

第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする子どもの保護者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から行うことができるものとする。

(一部改正〔平成6年条例11号・22年17号・23年11号・26年25号〕)

(医療証の交付申請等)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、次条第2項の規定により医療費の助成を受けようと

する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、医療証の交付を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、資格を有すると認めるときは、当該申請を行った保護者に対して医療証を交付する。

(追加〔平成13年条例14号〕、一部改正〔平成17年条例12号・22年17号・26年25号〕)

(助成)

第7条 市長は、第6条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該対象者に対して助成すべき額を申請者に支払うことにより、医療費の助成を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、子どもが、子どもの医療費の助成に関し本市と契約を締結した病院、診療所及び薬局(以下「契約医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、子どもの医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対してこの条例による医療費の助成があったものとみなす。

- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する申請の際必要となる医師の証明を受けるための経費の一部を助成することができる。

(一部改正〔平成6年条例11号・13年14号・17年12号・22年17号・23年11号・26年25号〕)

(医療証の提示)

第7条の2 第6条の2の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、契約医療機関等において医療費の助成に係る医療を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。

(追加〔平成13年条例14号〕)

(届出の義務)

第7条の3 第6条の2の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(追加〔平成13年条例14号〕)

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その限度において、

第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 申請者は、対象者の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例の規定に基づく医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行し、同日以後の入院医療に係る医療費から適用する。

附 則(平成6年3月30日条例第11号改正)

この条例は、平成6年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則(平成6年9月28日条例第35号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の貝塚市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月27日条例第23号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の貝塚市乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、施行日以後において2歳に達する乳幼児の同日以後の入院外に係る医療費の助成について適用し、同日前に2歳に達する乳幼児の入院外に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月26日条例第9号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第4項第1号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、施行日以後に3歳に達する乳幼児の同日以後の入院外に係る医療費の助成について適用し、同日前に3歳に達する乳幼児の入院外に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日条例第25号改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第14号改正)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第7条第2項を第4項とし、同条第1項の次に2項を加える改正規定及び第7条の次に2条を加える改正規定(第7条の2に係る部分に限る。)は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成16年6月28日条例第15号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日条例第12号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、施行日以後に4歳に達する乳幼児の同日以後の入院外に係る医療費の助成について適用し、同日前に4歳に達する乳幼児の入院外に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月25日条例第43号改正)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第17号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、第6条の2第1項及び第7条第2項の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月18日条例第11号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貝塚市乳幼児等の医療費に関する条例の規定は、施行日以後の入院医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の入院医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日条例第17号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貝塚市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の入院医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の入院医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月25日条例第24号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第21号改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貝塚市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の入院医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の入院医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月29日条例第25号改正)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は平成27年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第1項、第6条の2第1項及び第7条第2項の規定は、平成27年4月1日以後の入院外医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の入院外医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第1項、第6条の2第1項及び第7条第2項の規定は、平成29年4月1日以後の入院外医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の入院外医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月19日条例第23号改正)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年9月26日条例第25号改正)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 次の各号に掲げる行為については、施行日前においても行うことができる。

(1) 第1条の規定による改正後の貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療費助成条例」という。)第6条の規定による申請の手續その他の行為